

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 19 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く委員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・岡本次長・白井主査
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 4 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 49 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 10 月 19 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

吉津委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより 9 月定例会議案第 17 号「令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副会長 中平裕二委員。

中平委員 予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 4 年 10 月 4 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 17 号「令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を 10 月 6 日及び 10 月 11 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 6 日に議会事務局、企画総務部、各支所、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、10 月 11 日には市民生活部及び健康福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

歳入に関して、委員から「自主財源の確保に対する取組及び評価について」質疑があり、執行部から「持続可能な行財政運営を行っていく上で非常に重要なことと認識しており、市税の収納率向上、あるいは本市の魅力をしっかりと発信し、ふるさと応援寄附金の増収を図るなど、自主財源の確保に努めた。令和 3 年度においては、市税全体の収納率は現年分・繰越分ともに上昇し、ふるさと応援寄附金については 1 億 6,370 万円増と前年度を大きく上回るなど、一定の評価として捉えている」との答弁がありました。

次に、ケーブルテレビ放送費の「光ファイバー網整備事業」に関して、委員から「事業費の一般財源額について」質疑があり、執行部から「令和 3 年度の光ファイバー網整備事業の決算額は、繰越分、現年分をあわせて 6 億 9,250 万 6,240 円であり、このうち一般財源は 101 万 6,940 円となっている」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の「マイナンバーカードの普及促進」に関して、委員から「マイナンバーカード普及促進の取組及び交付率について」質疑があり、執行部から「顔写真の無料撮影や申請書作成支援及び受付、並びに後日発行したカードを申請者のご自宅へ郵送するサービス等を行った。また、申請支

援の実施場所として本庁総合窓口課に加え、複合型商業施設等での特設窓口の開設、市内の企業や自治会、各種団体の指定する場所へ市職員が出向いての対応、各支所・出張所を巡回するなど、申請しやすい環境づくりに努め、令和 3 年度は 5,402 件を交付し、交付率は 48.17%となった。なお、本年 9 月末時点の交付率は 56.8%となっており、山口県全体の交付率が 50.77%で、県内 13 市のうち現時点では最も高い交付率となっている」との答弁がありました。

次に、老人福祉費の「福祉タクシー助成事業」に関して、委員から「執行率が 34.1%にとどまった要因について」質疑があり、執行部から「本事業は、令和 3 年 10 月から開始し、市広報やケーブルテレビ、あるいは各地区の民生委員協議会において説明を行い、さらにケアマネージャーを通じて事業周知を図ってきたところではあるが、事業開始初年度ということもあり、事業費の見積もりが困難であったことが要因と考えている」との答弁がありました。

次に、福祉医療費の「子ども医療費助成事業」に関して、委員から「高校生の所得制限に対する見解について」質疑があり、執行部から「高校生の所得制限を撤廃した場合、現時点での試算では約 1,400 万円、現在の事業費よりもさらに約 540 万円の財源が必要となる。子ども医療費の助成制度については、これまでも市長会等を通じて国に対し全国一律の保障制度創設を要望しており、今後、子ども家庭庁の創設以降、国がどう判断するのかを見極めながら、所得制限の撤廃について研究を続けていく」との答弁がありました。

次に、常備消防費の「消防職員研修事業」に関して、委員から「コンプライアンス、パワーハラスメント防止、メンタルヘルスケアに関する研修及び成果について」質疑があり、執行部から「職員研修については、市全体の取組として毎年実施しており、消防職員も積極的に参加した。また、消防職員を対象とした安全衛生研修会に管理職が参加し、メンタルヘルス・ハラスメント対策について学び、職員全員に対して研修会を実施した」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長 早川文乃委員。

早川委員 予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 4 年 10 月 4 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 17 号「令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、文教産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を 10 月 7 日及び 10 月 12 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委

員の出席をはじめ、執行部には副市長、教育長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10月7日に農業委員会及び経済観光部が所管する費目の審査を行い、10月12日には建設部及び教育委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

農業振興費の「有害鳥獣捕獲・駆除・被害防止等対策事業」に関して、委員から「猟友会の維持及び捕獲奨励金に対する見解について」質疑があり、執行部から「狩猟免許取得に対する支援等も行っているが、銃の資格免許取得は規制が厳しく、条件も強化されており、猟友会への若者の参画は難しい現状となっている。令和3年度は8名がわなの資格を取得するなど、今後はそのような資格取得者が猟友会に入ることによって若返りを図り、山に入り猟をする人の数を増やしていきたい。また、捕獲奨励金については、県内各市町と同額又は少し高めの設定ではあるが、長門市独自の単価も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、林業振興費の「林道等維持管理費」に関して、委員から「林道の維持管理体制について」質疑があり、執行部から「大雨や台風の際は、生活道に近い林道について職員による現地確認を行い、その他の林道については地元からの連絡等に基づき対応している。今後は、市有林監視人制度を強化し林道の監視体制の充実を図るとともに、維持管理費の予算確保についても検討していく」との答弁がありました。

次に、水産業振興費の「ニューフィッシャー確保育成推進事業」に関して、委員から「担い手の育成・確保に対する見解について」質疑があり、執行部から「第一次産業において担い手確保対策が一番の課題であり、今後も県と連携し事業拡充を図るとともに、研修生に対する指導者の育成・確保についても漁協と連携し行っていく」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「バス路線運行維持対策事業」に関して、委員から「市内バス路線の維持及び移動手段の確保への取組について」質疑があり、執行部から「様々な社会情勢によりバス路線を維持することが厳しい状況であることから、通勤、通学に対する便については維持することを基本に、乗車密度や収支率の低い系統の統廃合、運行ルートの見直しを行い、デマンド交通導入を基本とした各地域に適した移動手段の確保ができるよう公共交通の再構築に取り組んだ」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「地域公共交通推進事業」に関して、委員から「デマンド交通の利用実績の評価について」質疑があり、執行部から「デマンド交通は全7地区で運行しており、徐々にではあるが利用実績は伸びている。令和3

年度末の利用登録者数は 792 人であり、デマンド交通潜在利用者数を約 1,600 人と算出し、その約半分が登録されていることから、導入初年度としては徐々に浸透しているものと評価している」との答弁がありました。

次に、観光振興費の「長門湯本温泉観光まちづくり推進事業」に関して、委員から「エリアマネジメント事業の財源対応について」質疑があり、執行部から「10 年後の大規模改修に備えての積み立ては、コロナ禍の影響を受け予定どおりには積み上がっていないが、ポストコロナ時代に向けて湯本の活性化やインバウンド等の観光客誘致、さらにトップ 10 入りを目指す湯本地域の活性化もあわせて取り組むことにより、基盤となる財源については確保していきたい。大規模改修に向けて、10 年後の基金残高に不足が生じることが想定される場合には、一般財源扱いではあるが本来の入湯税の基礎部分を回していくことも、検討しなければいけないと考えている」との答弁がありました。

次に、道路橋梁新設改良費の「道路交通安全対策事業」に関して、委員から「事業の成果と課題について」質疑があり、執行部から「橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁点検の実施により計画的な修繕を行うことが可能となり、中長期的なコスト縮減及び事業費の平準化を図ることにつながっている。課題としては、約 500 橋の市道橋の維持管理を行うことから、計画性のない事後補修対応となれば多大なコストを要し、財政の圧迫や他事業の進捗に悪影響を及ぼすことも想定される」との答弁がありました。

次に、教育振興費の「教育支援センター事業」に関して、委員から「教育支援センターの運営上の課題について」質疑があり、執行部から「相談件数や通室児童生徒数が増えており、教育支援センターのスペースや指導員の人員について今後検討していく必要がある。また、様々な事案へ対応するため、学校、保護者、教育委員会並びに専門家がコミュニケーションを取り連携を図っていくことが重要である」との答弁がありました。

次に、教育振興費の「ICT 教育推進事業」に関して、委員から「長門市 ICT アドバイザー業務の評価について」質疑があり、執行部から「業務委託料について、実績件数を見ると費用対効果としてどうなのかというところはあるが、対応の内容が複雑なもの、また対応に時間を要する案件も多く、件数を持って一律に判断することは必ずしも適切ではないものと受け止めている。GIGA スクール構想により学校で飛躍的に ICT 機器が増え利活用の推進を図る中で、アドバイザー業務により専門的な助言を得た上で利活用を促進することができた点において効果があったものと考えている」との答弁がありました。

次に、公民館費の「公民館指定管理事業」及び「公民館事業」に関して、委員から「公民館の指定管理者制度導入に対する見解について」質疑があり、執行部から「公民館は地域の学習拠点であり、地域づくり活動の拠点であること

から、地域住民で構成する地域団体が指定管理者として運営していく手法が理想であると考えている。この方針は変わっておらず、市民協働の取組が進む中、まちづくり協議会等が各地区で立ち上がっており、これら地域に根差した団体の継続的な運営が可能となった場合には、新たな指定管理者制度の導入を検討することとしている」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております 9 月定例会議案第 17 号「令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論を行います。

一般会計の決算額は、歳入額 230 億 4,817 万 7,316 円、歳出額 213 億 5,844 万 9,496 円で、歳入歳出差引額は 16 億 8,972 万 7,820 円の形式黒字決算となっており、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は 13 億 8,994 万 1,361 円の黒字となり、前年度の実質収支額 8 億 543 万 2,983 円を控除した単年度収支は 5 億 8,450 万 8,378 円の黒字となっております。また、財政調整基金の積立額を加味した実質単年度収支についても 9 億 9,080 万 5,127 円の黒字決算となっております。

市長にとって 2 度目の予算編成となった令和 3 年度当初予算は、追加施策分を加えた令和 2 年度一般会計補正予算と一体的な予算として編成されており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と年々厳しさを増す地域経済の回復との両立を図り、ウィズコロナ・ポストコロナ時代への基盤を確立することを踏まえ、「誰ひとり取り残さない 新たな日常への挑戦」と位置付け、3 つの重点施策に沿って事務事業が執行されております。

市長は、9 月定例会最終日の今月 4 日の本会議質疑に対し、「当初予算に計上した事業は概ね予定どおり執行し、新型コロナウイルス感染症への対応として、ワクチン接種や市民に向けた情報発信、独自の経済対策などを積極的に行ったことは、『市民のいのちと生活を守る』立場から一定の評価をしている」と答弁されております。

令和 3 年度は、前年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、市民生活と地域経済に甚大な影響を及ぼしております。国は新型コロナウイルス感染症に対し、「PCR 検査を広げると医療崩壊が起こる」として、検査を軽視し、抑制する姿勢に固執し、ウイルスを日本中に広げ、東京オリンピッ

ク・パラリンピックを推進して感染爆発を招くなど、科学的知見を無視したコロナ対応を進め、感染症対策で一番大切な国民とのコミュニケーションを行わず、国民の声を聞かない、説明しない態度をとり続けていたのであります。さらに中小零細企業の「命綱」だった持続化給付金と家賃支援金は 1 回きりで打ち切り、コロナ対応に「自己責任」論を持ち込むなど、新型コロナウイルスの感染爆発と医療崩壊は、自公政権による「人災」であると言わざるを得ません。

このような国のコロナ対応での無為無策と逆行に対して、市政に求められたことは、医療機関をはじめとしたケア労働の現場、市民・事業者の苦難に心を寄せ、国の無策と戦い、暮らしや生業を守る抜本的な手立てを取りきることでありました。令和 3 年度は、コロナ禍で苦しむ市民の切実な声を受けて、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、元気に年越しながと応援券の発行や、中小企業対策など 45 の事業が実施され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と地域経済の回復を図るための取り組みが進められております。

これらの対策により、一定の前進が見られ評価すべき点もありますが、コロナ禍で苦境に立つ飲食店をはじめ、ホテル・旅館等の観光関連の事業者への支援も到底足りるものではなく、事業継続と雇用維持が困難になり、廃業に追い込まれる事業者も生まれております。「いつ誰が感染してもおかしくない状況」にある中で、ワクチン接種が進んでも市民の多くが免疫を獲得し、感染が広がりにくくなる集団免疫を獲得するまでにはかなりの時間を要するため、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するためには、無症状者を含む感染者をより早く発見し、早期に対応することが何よりも重要な課題であります。特に人と人との身体接触がどうしても避けられない高齢者・障害者施設などでクラスターが発生すれば多大な影響が出ることは言うまでもなく、私は繰り返し自主的な PCR 検査への助成を求めてまいりましたが、市長は国の言いなりに「PCR 検査」に背を向け、独自で検査対象を広げることはありませんでした。その後、これらの施設でクラスターが発生しており、令和 3 年度決算の最大の特徴を述べるとすれば、コロナ危機という非常時のもとで自治体が果たすべき責務としては不十分なものと言わざるを得ないのであります。

ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり決算であります。決算審査を通じて予算執行の結果を確認し、検証することにより、当該年度の行政効果を客観的に判断するものであります。地方自治法の第 1 条の 2 には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれており、決算審査はこうした見地に立ち、令和 3 年度一般会計歳入歳出決算に反映された事務事業について、その必要性、妥当性、達成度、費用対効果などを検証し

てまいりました。確定した決算は、厳しい財政状況にあっても 3 つの重点施策を中心にして総合計画の 7 つの基本目標に沿い、コロナ禍にあっても市民の安全・安心、地域経済の振興を図る観点に立ち、福祉や教育、生活環境の整備はもとより、農林漁業の活性化、商工業の振興、市民協働によるまちづくりに取り組まれており、これら個々の事務事業の成果については、評価すべき内容も多くあります。

一方で、決算審査意見書には「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、人口減少、少子高齢化等による市税の減収や社会保障費の増大、老朽化した公共施設の更新等に多額の費用が想定されるほか、新型コロナウイルス感染症対策や災害への対応など、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にある」と指摘しております。財政指標は前年度と比較して改善しているものもあり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、令和 3 年度は 90.4% となり、7.3 ポイント改善しております。

しかし、これまでの大型公共事業による公債費負担が財政構造の硬直化を進める一因になることも予想されており、財政運営の先行きを懸念せざるを得ません。次に、執行された事務事業の主なものとして、令和 3 年度から学校給食センター業務のうち、食材の検品、調理や配缶、食器等の洗浄・消毒・保管・清掃業務は民間委託となっております。これまでも指摘しているように、学校給食の民間委託が果たして最善の方法なのか、子どもたち 1 人ひとりの育ちや「食育」の観点ではなく、人件費等の経費削減ありきとなっており、学校給食を通じて自治体行政が率先して不安定雇用を発生させ、官製ワーキングプアを作り出すことは許されないのであります。

また、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業についても、税金を投じて事業を進めた以上、その行政目的は、住民福祉の増進を図り、自治意識の高揚、自治力向上につなげることにあります。市と長門湯本温泉まち株式会社との協定では、長門湯本温泉まち株式会社の役割として「長門湯本温泉の地域関係者と観光まちづくりを実現するためのビジョンを共有し、連携して取り組むよう努める」と記されておりますが、地元自治会から観光公衆トイレの設置要望に際しては、地元との問題が顕在化するなど、名ばかりの「公民連携」事業の矛盾が噴き出しており、議会は令和 3 年度一般会計補正予算（第 7 号）に計上された関連事業の修正案を可決しております。身の丈以上の投資による長門湯本温泉観光まちづくり推進事業については、その行政効果を大いに疑問視するものであります。

市長には、地方自治の本旨の実現に向けた確固たる政治的な一貫性もなく、その場しのぎの言葉だけが先行するなど、「市民のいのちと生活を守る」という基本理念、市政を担うにふさわしいあるべき政治姿勢が欠落しており、令和 3

年度の行財政運営については、長門市の中長期的な展望をどう描いておられるのか、明確なメッセージ、リーダーシップがまったく見えなかったことであります。市長就任から間もなく 4 年目を迎えますが、今後の市政運営にあたっては、市長と市民との、またあらゆる団体との対話を通じることはもちろん、職員との信頼関係を強くして政策課題を共有することです。そのたゆまぬ努力を重ねてこそ、市長の政治姿勢や政策を職員に徹底でき、市民とともに、山積する課題解決の糸口も見えてくるものと考えております。

以上、令和 3 年度決算における意見を申し上げてまいりましたが、地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って生かし、住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりを推進するなど、絶えず市民の目線で考えることが求められております。長期化するコロナ禍のいま、本当の意味で「市民のいのちと生活を守る」ことが重要になってきており、市政のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするための市政運営に取り組んでいただくよう、強くお願いを申し上げて討論いたします。

吉津委員長 ほかに、ご意見はありませんか。

田村委員 私は、令和 3 年度決算について、賛成の立場で討論を行います。

第 2 次長門市総合計画に基づく施策を行った令和 3 年度は、「市民目線のまちづくり」、「生活基盤の充実によるまちづくり」、「地域経済の活性化によるまちづくり」の 3 つの重点施策を柱に、「誰ひとり取り残さない 新たな日常への挑戦」と位置づけ、「市民のいのちと生活を守る」取組を進めてこられました。

まず、令和 3 年度は、本市の新型コロナウイルスへの反転攻勢が始まった年であったと認識しております。当初より、医療機関、民間団体との協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種を推進し、感染者の重症化予防に対処してこられております。

また、コロナ禍による収入減で影響を受ける事業所と市民を支援し、消費を喚起することを目的として行われた元気に年越しながらと応援券事業や、中小企業の経営安定化を目的とした補助、コロナ離職者への経済支援等、市民生活に寄り添った事業を展開したことによる効果を感じております。

また、経済では、「域内循環の促進」、「生産性の向上」、「外部活力の活用」の 3 つの視点を盛り込み、10 年先の経済活性化の指針となるように策定された「ながと 6G 構想」をもとに、IT 関連企業等集積拠点づくりや、地域未来創造事業等が推進されたほか、「長門市 SDGs 推進指針」により職員の政策形成能力の向上を図り、持続可能なまちの実現を目指してキックオフ宣言が行われました。

農業分野においても、楽天農業株式会社と連携協定を締結し、市内の耕作放棄地を活用したオーガニック農業の推進や、新規就農者の育成支援、農業者への IT 活用支援等を進めるとともに、楽天グループ株式会社との包括連携協定を

締結し、地域産業振興やデジタル人材育成など、デジタル技術の活用による地域の活性化及び強じん化によってサステナブルに輝きつづける未来を目指しておられます。今後、より一層の一次産業振興、とりわけ地元従事者の所得向上及び担い手育成が図られることを希望いたします。

子育て支援では、保育園で恒常的に医療的ケアを必要とする園児の受け入れを開始したほか、子どもたちの歯科保健の充実を図ることを目的として、小学校でフッ化物洗口をスタートされる等、子育てにかかる多方面への配慮を実現しておられます。

また、教育現場においては、1人1台端末の授業における活用と家庭への持ち帰りによって、積極的に GIGA スクール構想の推進に取り組んでこられました。

令和3年度は東京オリンピックが開催されたことから、東京2020オリンピック大会7人制女子ラグビーブラジル代表の事前キャンプの受け入れを行い、コロナ禍の制限はあったものの、国際大会におけるナショナルチーム受け入れ可能な自治体として、しっかりとレガシーを継承するPR活動を行われました。つきましては、今後の世界大会規模のキャンプ誘致及び通常の合宿誘致に一層取り組まれることを望みます。

観光分野においては、湯本地区において、景観法に基づき景観協定が締結されました。運用に試行錯誤はあると察しますが、長門湯本温泉観光まちづくり計画の目標達成に向けて効果的な景観形成と、地元住民との協力関係のさらなる強化を望みます。

一方で、小中学校におけるICT教育推進事業については、費用対効果の低さを指摘せざるを得ません。事業者の選定においては、学習用端末の使用法や事業における活用方法について、研修可能な専門知識を持ち、ICTに精通した技術者やICTを活用した教育に関する支援が可能な事業者を選定することを望みます。また、業者選定が困難な状況にあっては、教育関係者のうちからICT活用に向けた人材を選定し、各学校の支援にあたらせることが有効であろうと提案をいたします。

人口減少・少子化問題においても、本市の最重要の課題でありながら効果的な対策がなされているとは言えません。出会いの場の創出及び子育て世代への経済支援等によって、長門市人口ビジョンの将来展望に沿った人口動態を目指し、今後一層の効果的な施策を展開されることを望みます。

このような点はあったものの、事業についてはおおむね妥当と思われることから、本決算の認定に賛成をいたします。以上で討論を終わります。

吉津委員長 ほかに、ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9月定例会議案第17号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よ

って、9月定例会議案第17号は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機願います。

— 休憩 10:05 —

執行部退席

— 再開 10:06 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、「決算案件に係る要望的意見（案）」が総務民生分科会から16件、文教産業分科会から13件提出されております。予算決算常任委員会の要望的意見とするため、この取り扱いについて協議を行いたいと思います。この際、予算決算委員会を休憩し協議会を開会します。

— 休憩 10:06 —

予算決算委員会 協議会

— 再開 10:48 —

吉津委員長 それでは、協議会を閉会し、予算決算常任委員会を再開します。

各常任委員会から提出されました「決算案件に係る要望的意見（案）」の取り扱いについては、総務民生委員会からは16件、文教産業委員会からは13件を、予算決算委員会からの意見とすることに決定いたしました。お諮りします。ただ今決定しました「決算案件に係る要望的意見」について、字句その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することに決定しました。

これで、予算決算常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:49 —